

個人情報保護条例の制定、収入役の選任同意 平成16年度予算など19議案が可決



3月定例町議会が、3月8日から19日までの12日間を
会期として開催されました。

今議会では、条例の制定や収入役の選任同意、平成16
年度予算など19議案が審議され、いずれも原案のとおり
可決されました。

議案

▼個人情報保護条例の制定

町が保有する個人情報の適
正な取扱いを確保するととも
に、住民の個人情報の開示を
求める権利等を明確にするた
め、個人情報の保護に関する
条例を制定した。

▼特別職の職員で非常勤のも
の報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正

地方自治法の規定に基づい
て設置した委員及び附属機
関の委員等の報酬額について、
引き下げるとともに、公職選
挙法の一部改正により、期日

前投票制度が創設されたこと
に伴い、期日前投票所におけ
る投票管理者及び投票立会人
の報酬区分を追加する等、所
要の改正を行った。

▼集会所の設置及び管理に関
する条例の一部改正

「本町松本集会所」（本町
第4）が完成し、その設置を
定めるため、本条例に追加し
た。

▼在宅重度知的障害者及びね
たきり身体障害者福祉手当支
給条例の一部改正

国民年金法による年金の支
給額が引き下げられたことに
伴い、本条例の手当の額を月

額1万4480円に改めた。

▼ねたきり老人福祉手当支給
条例の廃止

介護保険制度の利用が進
み、平成15年8月以降は、本
手当の受給権者がいないので
本条例を廃止した。

▼農業集落排水処理施設条例
の一部改正

4月から共用を開始する中
台地区農業集落排水処理施設
の名称及び区域を本条例に追
加した。

▼町営住宅の設置及び管理に
関する条例の一部改正

栗山団地の一戸が修繕不能
に近い状態のため、これを取
り壊し、代わりに地区防災用
倉庫を設置したので、これに
より住宅戸数を49戸に改め
た。

▼町道路線の変更

▼町道路線の認定